

役員および会計監査委員選出に関する規定

第1条 この規定は会則第9条に基づいて役員および会計監査委員を選出するために定め、会長、副会長、会計、庶務および会計監査委員に適用する。

第2条 役員および会計監査委員の選出を行う為に選考委員会を設ける。

第3条 選考委員会は各母体にはかり候補者の推薦をうける。

第4条 役員候補者の選考母体は、地区および学年とする。

第5条 選考委員会の構成と任務は次のとおりとする。

- 1) 選考委員会は各地区代表1名、運営委員会代表2名、教職員代表3名、計14名をもって構成する。
- 2) 委員長、副委員長は委員の互選による。
- 3) 委員長は委員を招集し、候補者の選考にあたる。
- 4) 選考委員が候補者になった場合は、選考委員会より退会する。
- 5) 選考委員会は選考した候補者に承諾を得、総会において発表し、承認を得なければならない。
- 6) 選考委員会は任務を終了したときに解散する。

第6条 役員および会計監査委員に欠員が生じたときは、運営委員会にはかりこれを補充する。

(付 則)

1. この規定は昭和47年全面改正
2. 昭和53年4月27日一部改正
3. 昭和60年2月15日一部改正
4. 平成元年1月31日一部改正
5. 平成17年12月14日一部改正
6. 平成27年4月24日一部改正

監査に関する規定

第1条 この会の会則第13条に定める会計監査委員の行う職務は、会則に定めたもののほか、この規定の定めるところによる。

第2条 会計監査委員は学期毎に、この会の金銭出納、および会計経理事務について監査を行わなければならない。

第3条 会計監査委員は監査をしたときは、監査報告書を添えて会長に報告し、またその結果を総会に報告しなければならない。

(付 則)

1. この規定は昭和42年4月22日より実施
2. 昭和48年4月19日一部改正
3. 昭和60年2月15日一部改正
4. 平成17年12月14日一部改正